

2. 食品トレースの実態と課題

—食品表示偽装は防げるか—

吉松恵子

消費生活専門相談員 消費生活アドバイザー

1. はじめに

私たちのもっとも基本的な欲求は、安全な暮らしが確保されることであることに異論を唱える人はいないだろう。安全な暮らしを脅かすものは、事故や病気など様々で、私たちは事故に遭ったり病気にかかったりしないように心掛けながら日々の暮らしを営んでいる。街を歩く時には信号を守ることや、帰宅したら手を洗うがいをするなど、そのための手段といえる。

しかし車にはねられないよう、また病原菌に侵入されないように注意していても、防ぎきれない事故がある。その典型的なケースは、安全性に問題がある食品が出回った場合である。

2007年から2008年にかけて、中国製の冷凍ギョウザに農薬が混入しており、それを食べた数人が中毒するという事件が起きた。いつものスーパーで購入したお馴染みのブランドの冷凍ギョウザに致死量の農薬が混入しているなどと誰が予想しえただろう。

その後も事故米の不正流通問題、有害物質メラミンの菓子への混入、冷凍インゲンの殺虫剤混入事件など、食の安全を脅かす事件が相次いだ。しかし私たちは生きるために、日々食物を摂取しないわけにはいかない。

今、口にしようとする食品に有害物質が混入している恐れがないかを確かめるすべはない。しかしその食品が、どこで誰によって作られ、どのような流通経路を経て、今ここあるのか？それがわかれば少しは安心して食べることができるだろう。また万一、有害物質が混入していた場合は、どこで混入したかを調べることが可能になる食品トレースはこのような趣旨で構築された制度である。一般には「トレーサビリティ」の方が馴染み深い

用語かもしれない。

2. 食品トレースの仕組みと目的

2.1 食品トレースの仕組み

食品トレースとは、食品の生産、処理・加工、流通、小売の各段階の情報を記録し、どの段階でも食品の情報が把握できるようにする仕組みである(図1参照)。その食品が生産されてから販売されるまでの状況をそれぞれの過程ごとに記録することによって、消費者のもとにある食品の過去の経緯を追跡できるようにする。いわば、食品の履歴書を作成して公開するようなものである。

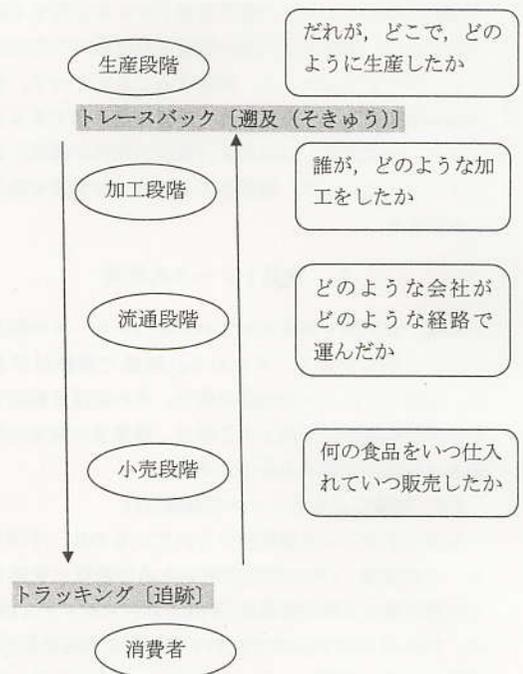


図1 食品トレースの仕組み

"The Present Conditions and Problems of Food Trace" by Keiko YOSHIMATSU (Advisory Specialist for Consumer's Affairs).

3. 食品トレースの意義

3.1 事業者のリスク管理

(1) 事故発生時の対応

食品事故が起きた場合、事故品と同じリスクがある商品の所在地の情報が、生産、流通の各段階で把握されている。従って、迅速に回収・撤去することが可能で、被害の拡大が防止できる。

(2) 再発防止

流通経路をさかのぼりつつ、各段階の商品を検査することによって、事故原因の究明が容易になる。原因が判明すれば的確な対策を講じることができるため、被害の未然・拡大防止ができる。

(3) 経済効果

迅速な回収と的確な改善措置の実施により速やかな流通再開が可能となり、事故による損失を最小限に抑えられる。

3.2 事業者の業務効率向上

通常の営業においても、生産、処理・加工、流通、販売にかかわる事業者が、オンラインで情報を共有することにより、受発注処理、在庫管理、物流管理が容易になり生産から小売に至る全段階での管理の効率化が図れる。

3.3 消費者の信頼獲得

事業者商品に、コード番号などトレースに関する情報を表示する。消費者は店頭で設置された端末や自宅のパソコンなどにそれを入力、検索することによって、その商品の生産、加工、流通に関する情報を入手することができる。販売店は、いわゆる「素性が知れた商品」を提供することによって、消費者のより大きな信頼を得ることができる。

4. 食品トレースの制度

現在、我が国で実施されている食品トレースの制度には次の3通りがある。すなわち、法律で義務付ける場合、法律でトレースの制度を作り、その制度を利用するどうかは事業者の任意とする場合、事業者の自主的な取組みを行政が支援する場合である。

4.1 法律によるトレースの義務付け

法律でトレースを義務付けられているのは、牛肉である。この法律、「牛の個体識別のための情報の管理および伝達に関する特別措置法(牛肉トレーサビリティ法)」は、2001年に日本国内で初めてBSE(牛海綿状脳症)に感染した牛が確認されたことにより2003年6月に公布された。

同法は下記の段階を経て施行された。

(1) 2003年12月1日 生産段階の措置(耳標の装着と出生、異動などの報告義務):生産農家で生まれた子牛の耳に10けたの個体識別番号を表示した耳標を装着し、子牛を育成、肥育する各農家の名称や肥育期間を正確に記録して保管し公表する。

(2) 2004年12月 流通段階の措置(牛肉の個体識別番号の表示と取引記録の保存義務):と畜された牛の小分けされた肉ごとに個体識別番号を表示し、流通段階の情報を記録して保管し、公表する。

現在、生産段階では、国内で飼養されるすべての牛に10けたの個体識別番号が付与され、牛の管理者からの届け出に基づき、その牛の生年月日や種別(品種)などの情報と、出生から食肉処理までの履歴がデータベース化され、インターネットを通じて公開されている。流通段階では、国内で飼養された牛肉(いわゆる「国産牛肉」生体で輸入され、国内で飼養されたものを含む)について、販売業者などによる個体識別番号の表示、仕入れと事業者への販売を記録することが義務付けられている。

精肉店やスーパー、デパートなどの小売業者の店頭に並べられる牛肉には、出生時に付けられた個体識別番号が表示されている。すき焼きや焼き肉などの料理を提供するレストランも、個体識別番号を表示している。消費者は、(独)家畜改良センターのサイトにアクセスし、表示された個体識別番号を入力することによって、生年月日、性別、種別、母体の個体識別番号、飼養地、異動内容、異動年月日、住所、名称などの情報を得ることができる。

4.2 事業者の自主的なトレースを促進する法制度

昭和25年に「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」が制定された。この法律では、すべての農林物資(生鮮食品、加工食品を問わず食料品一般と木材加工品)に品質表示を義務付ける制度と、「一定の品質」を満たす農林物資(同)にJASマークの表示を認める制度とを設けている。

「一定の品質」とは、日本農林規格(JAS規格)と呼ばれるもので、消費者が品質に関する正しい知識を得て商品を選択できるようにとの趣旨で、農林水産大臣が制定する。

JAS法では、「事業者が、自らの製品にJASマークを付けることを希望する場合は、農林水産大臣の登録を受けた登録認定機関から、製造施設、品質管理、製品検査、生産工程管理などの検査を受け、JAS規格を満たす商品を製造することができる体制である」との認定を受けなければならない。認定を受けた事業者は「その後

も製造施設の維持管理や品質管理、生産工程管理の実施状況などに関して引き続き登録認定機関の定期的な監査を受けて、製造大成が十分であることを常に確認しなければならない」との規定が設けられている。

JAS規格には現在4種類があり、種類ごとに異なる以下のJASマークが設定されている¹⁾²⁾。

(1) JASマーク

品位、成分、性能等の品質についてのJAS規格(一般JAS規格)を満たす食品や林産物などに付され、もっとも広く普及している。現在約590品目に表示されている(図2参照)。

(2) 特定JASマーク

特別な生産や製造方法についてのJAS規格(特定JAS規格)を満たす食品や、同種の標準的な製品に比べ品質などに特色があることを内容としたJAS規格を満たす食品に付される。通常の熟成期間より長く熟成させたハム類、一般と異なる飼育方法の地鶏肉、製造工程に特色がある手延べ干しめんなどに表示されている(図3参照)。

(3) 有機JASマーク

有機JAS規格に従い、化学肥料や農薬の使用を厳しく制限して栽培された農産物や、それらを主な原料として製造される農産物などに付される。有機JASマークが付されていない農産物と農産物加工食品には「有機〇〇」などと表示することができない(図4参照)。

(4) 生産情報公表JASマーク

平成15年12月、このJAS規格の四つ目に、生産情

報公表JAS規格が加えられ、新たなマークが作られた。この規格は、消費者の「食」に対する信頼回復を図るため、「食卓から農場まで」顔の見える仕組みを整備する一環として、食品の生産情報を消費者に正確に伝えることを第三者機関が認証するもので、生産情報公表マークは、食品の生産情報を生産者が正確に記録し、保管して公表していることを示している。

生産情報公表JAS規格を満たす方法により、事業者が自主的に食品の生産情報(生産者、生産地、農薬や肥料の使用情報、給餌や動物用医薬品の投与などの情報)公表している牛肉・豚肉や農産物等、原材料や製造過程などの情報が公表されている加工食品等に付される(図5参照)。

このJAS規格の制定は、国民の関心が高く、かつ牛の個体管理の体制が整備されている牛肉から始まった。現在下記のように対象品目を徐々に拡大しつつある。

| | |
|-----------|------------|
| ○牛肉 | 2003年12月施行 |
| ○豚肉 | 2004年12月施行 |
| ○農産物 | 2005年7月施行 |
| ○豆腐、こんにゃく | 2007年5月施行 |
| ○養殖魚 | 検討中 |

公表される生産情報の内容は次のとおりである。

○牛・豚肉の場合

出生年月日、雌雄の別、管理者名・住所、飼養施設の所在地、飼養開始年月日と屠畜年月日と屠畜場の名称・所在地、管理者が使用した飼料・動物用医薬品など

○農産物の場合

生産者、畑の所在地、収穫期間、農薬、肥料など

○豆腐の場合

原料大豆の原産地名、種類、生産年、凝固剤の物質名、殺菌方法、製造業者名・住所、問合せ先など

4.3 行政が応援する民間の自主的な取組み

SEICA(オープン&フリー農産物データベース)は、2002年8月に運用が開始され、(財)食品流通構造改善促進機構、(独)農業・食品産業技術総合研究機構、食品総合研究所によって運営されている。政府関連機関が生産情報を公表する仕組みを立ち上げ、事業者が自主的に



図2 JASマーク



図3 特定JASマーク



図4 有機JASマーク



図5 生産情報公表JASマーク

取り組む場を提供している。SEICA の仕組みを図 6 に示す³⁾。

例えば八百屋で購入した小松菜を束ねたビニールテープに記載されている「SEICA」の文字に続く 8 けたの数字と URL に基づいて検索すると、生産者名、小松菜の品種名、栽培された畑の所在地、化学肥料や農薬の散布状況や収穫時期、出荷された農協名と所在地、農協から出荷された市場などを知ることができる。

SEICA のシステムでは、下記のような生産物、生産者、出荷者に関する情報が提供される。

○生産物情報

品目、品種名、栽培面積、農薬の使用状況など

○生産者情報

生産者名、所在地、総耕地面積、他の農産物など

○出荷情報

出荷者名、住所、電話番号など

上記のように、このサイトではかなり詳しい情報を入手することが可能である。購入した野菜や果物の情報を検索することができれば、品質に関する信頼性が大きく向上することは間違いない。しかし残念ながら、情報の正しさは保証されていない。

サイトには、利用上の注意として「商品情報は登録者が入力したもの、情報の正しさは提供者の良心に負う。情報の正しさ、妥当性をシステムの所有者は確認していない。」と記載されている。更に、「システムの利用による不利益が生じてもシステムの所有者は責任を負わない。」との警告表示もある。情報を信じるかどうかの判断は自己責任にゆだねられているのである。

上記のほかに、行政が全く関与しない事業者の自主的な取組みによるトレース表示もある。その場合は表示内

生産者が SEICA のウェブにアクセス、生産物、出荷者情報などを登録する（登録は無料）



SEICA が生産者にカタログ番号を付与



生産者がカタログ番号を商品の包装に表示



流通業者、消費者が SEICA のウェブにカタログ番号を入力して生産情報を入力

図 6 SEICA の仕組み

容が事実であるかどうかを客観的に担保するものはないことはいうまでもない。

5. 食品トレースの限界

以上のように、我が国では、様々な制度と方法によって食品トレース(生産・流通管理)システムを取り入れて、食品による健康被害の未然・拡大防止が図られてきた。しかし残念ながら、制度開始後も食品の有害物質混入や表示偽装事件は引き続き発生している。輸入原材料で製造した加工食品を国産原料使用と表示するケースが多く、生産者の顔写真と称して工場の従業員の写真を掲載した例もあった。

トレース制度の限界は、情報自体の信頼性は担保されていないということだ。生産者がウソの表示をしたり、偽りの記録を作成したりすることまでは防げないのである。SEICA のサイトにあったように「情報の正しさは提供者の良心に負う」のである。

流通の途中で偽装が行われた場合は、各段階の情報を追跡することによって、どの段階で偽装が行われたかを把握することができるようになった。しかし現実これまでに報道された食品偽装事件が明るみに出たきっかけは、ほとんどすべてのケースが内部告発である。偽装にかかわった当事者、あるいはその事実を知りえた関係者の通報が偽装を暴いた。

残念ながら、食品トレースだけで偽装を防ぐことは困難であるとの結論を出さざるを得ない。

6. 公益通報者保護制度への期待

では、どうすれば私たちは表示が偽装されていない食品、事実に基づく表示がある食品を入手することができるのだろうか。

2006 年 4 月に「公益通報者保護法」が施行された。この法律は、頻発する企業不祥事が内部告発を契機として明るみに出たことから制定された。同法では、事業者などの法令順守を確保し、国民生活の安全や安心を守るため、事業者内部の違法行為を通報した労働者に対する解雇などの不利益な取り扱いを禁止している。この法律にもとづいて、労働者が、国民の生命・身体・財産を守る法律に違反する行為や犯罪などの事実を通報したことを理由として、雇用者とその労働者に対して解雇、その他の不利益な取扱いをすることが禁止する制度が作られた。

このような趣旨の法律が活用される社会は、決して住みやすい社会ではないかもしれない。しかし、この法律が企業内に発生する恐れがある様々な不正行為の抑止効

果を発揮し、その結果として食品の表示偽装(注)の未然防止が図られることを期待したい。

(注)：食品表示偽装

食品の表示偽装事件は次の3タイプに分けて考えることができる。

- (1) 何者かが意図的に有害物質を混入した場合。
- (2) 有害物質を含んでいること、あるいはその可能性があることを知りながら生産したり流通させたりした場合。これらの場合、当然ながら有害物質を含んでいることは表示されないため、偽装表示となるが、食品そのものが健康被害を引き起こす可能性があるため、食品衛生上の問題の方がより大きいことはいうまでもない。
- (3) 商品の原産国を偽る場合にみられるように、より高額な価格で販売するためや都合な事実を隠すために事実と異なる表示をする場合。製造業者などの過失や表示に関する規制の認識が不十分なために、表示内容が不適切であったという場合もある。新聞の下段を賑わすリコール広告はこのタイプが多く、商品の品質や安全性そのものには問題がないことが多い。

7. む す び

国は、国民が安全安心な食生活を営むことができるようにと、食品のトレース制度を整備してきた。しかし、上記の表示偽装のいずれも、トレースだけで防ぐことは困難であることがおわかりいただけたと思う。

購入した食品の表示がウソだと知ったとき、私たちは強い怒りを覚える。偽装表示が発覚してカメラの前で頭を下げる事業者の姿がこれまで繰り返し報道されて来た。彼らは、「悪いことと知りつつ、やむなく…」などというが、失った消費者の信頼を取り戻すのは容易ではないだろう。

しかし、私たち自身に反省すべき点はないのだろうか。

消費者が目前にある商品の外見と価格だけに目を奪われて食品を選択しがちであったことは否定できないと思う。

表示偽装事件も悪質商法の一類型と考えることができる。長年、消費生活相談を受けてきた経験に基づいて、悪質商法の被害を受けないための方法をご紹介します。それは、事業者が自分にアプローチしてくる理由を事業者の立場に立って考えることである。一見、消費者に魅力的な勧誘は、実は事業者にとって有利なものである場合が多い。事業者がなぜこのようなアプローチをし

たかに事業者の利害に則して洞察^{どくさつ}することで事業者の真の意図が見えてくる。悪質商法の手口は次々に変わる。従って、手口にとらわれていたら本質を見抜くことはできない。なぜ、この事業者はこの商品を手売ろうとしているのか。それを相手の立場に立って徹底的に考えることによってそれが悪質商法かどうか判断できる。

食品の表示を偽装した事業者を糾弾するだけでは、問題は解決しないだろう。世界と日本の食糧生産と流通の現状を正しく認識したうえで、世界の政治と経済の中で食糧がどのような役割を果たしているのか、そして、わが国の生産者と流通業者はどのような立場に置かれているのかを考える。それらを踏まえて、彼らがそのような行動に走った理由を考える。もし、その理由を理解でき、背景となった事情に問題があると考える場合は、それを改善するために行動することが大切である。

これからの消費者問題は、事業者と市場原理に任せていたのでは解決は困難と思う。消費者自身が考えること、問題を解決するために積極的に参画することが求められる。その活動には、情報通信技術の支援が不可欠である。そして、その姿勢を保ちながら今夜の食卓に載せる食品を選ぶ。まず、食品の表示をよく読んでいただきたい。それからその食品にかかわる事情を踏まえて、表示内容の真偽を吟味、検討していただきたい。国産と表示してあるが、国産原料の価格を考えたらこのように安価な製品を提供できるはずがない、と気が付くことができたなら、表示偽装を見破ることができるだろう。買い物客全員が偽装を見破れば偽装した商品は売れなくなる。そうすれば偽装はおのずと止むだろう。

楽観的過ぎるとの批判は覚悟しつつ、事実に基づく適正な表示の商品が、市場で公正自由な競争をする明日への希望をつないで結語としたい。

参考文献

- 1) 農林水産省ウェブ：<http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>
- 2) ハンドブック消費者2007：内閣府国民生活局
- 3) SEICA ウェブ：<http://seica.info/about/>



吉松 恵子

1976年、東京外国語大学外国語学部スペイン語学科卒業。1987年、愛媛県生活センター消費生活相談員、1989年、国民生活センター消費生活相談員。